

## 第 7 次神奈川県保健医療計画の中間見直しについて

### 1 基本的な考え方

- 平成 30 年度から開始した第 7 次神奈川県保健医療計画は、その計画期間を 6 年としている（平成 30（2018）～令和 5（2023）年度）。
- 都道府県が策定している医療計画については、医療法において、在宅医療その他必要な事項について、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとしている（医療法第 30 条の 6）。
- 都道府県の医療計画の策定に当たっては、策定時に厚生労働省が「医療計画作成指針」（以下「指針」という。）を示しているが、医療計画の中間見直しに当たっては、同省から指針が修正された上で示される予定である（令和 2 年 3 月下旬予定）。
- 県としては、当初より予定している全 2 次医療圏における基準病床数の中間年での見直し検討と併せて、国の指針の修正を踏まえ、必要に応じて 2020 年度中に医療計画の中間見直しを実施することとしたい。

### 2 中間見直しの内容について

- 国が設置している「医療計画の見直し等に関する検討会」では、中間見直しに向けて、5 疾病・5 事業および在宅医療ごとの課題の把握と、指標の見直しが検討されており、指針の修正も、この議論に沿った形になると思われる。
- 基準病床数の見直し検討については、全 2 次医療圏において行う。その際には、算定根拠や算定結果について、計画策定の途中段階で適宜情報提供を行い、基準病床数の改定要否も含めて地域で検討していく。

### 3 中間見直しの体制（令和 2 年度）

会議名	内容	開催回数（予定）
各地域 地域医療構想調整会議	地域の個別課題を協議	年 3 回（8 月、11 月、1 月）
神奈川県 保健医療計画推進会議	県全体	年 3 回（7 月、9 月、2 月）
神奈川県医療審議会	県全体	年 2 回（9 月、3 月）